

食品表示法に基づく自主回収の届出状況について

食品衛生法および食品表示法の改正により、令和3年6月1日から食品等の自主回収を行った場合の届け出が義務化されました。この改正により、「自主回収報告制度」が創設され、食品等のリコール情報を事業者から行政が確実に把握できるようになりました。これにより、行政は迅速かつ的確な監視指導や消費者への情報提供を行い、食品による健康被害の発生を未然に防ぐことを目的としています。

リコール報告の対象は次の2つに該当するものです。

1. 食品衛生法違反または違反のおそれがある場合
2. 食品表示法違反または違反のおそれがある場合

届け出られた自主回収情報は、健康被害の重篤性や発生可能性に応じ、自治体によりCLASS I～IIIのクラス分類がなされ、自主回収の内容は食品衛生申請等システム(https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do)で検索可能です。

今回のコラムでは消費者庁ウェブサイトで公開されている食品表示法に基づく自主回収の届け出状況（運用開始：令和3年6月1日～令和6年9月末時点）について紹介します。この消費者庁の情報によると、3年4か月の期間における食品表示法関連の自主回収の公開件数は5,584件に上り、その内訳はCLASS Iが約6割、CLASS IIが約4割、CLASS IIIは1件のみとなっています。また、CLASS Iの3,334件のうち、健康被害の発生件数が91件に達していることが確認されています。

発生理由の約9割は、アレルゲンおよび期限表示に関する問題が占めており、それ以外の理由としては保存方法、個別的義務表示、その他が挙げられます。

発生要因として特に多いのは、アレルゲンではラベルの貼り間違い、期限表示・保存方法・個別的義務表示に関してはラベルの誤入力や入力漏れ、印字機の不具合です。また、他の要因としてラベルの貼り忘れが見受けられます。

品目別では、アレルゲン問題が多いのは調理食品、麺類、パン類であり、期限表示の問題では水産物、菓子類、畜産物が多く報告されています。また、業種別の発生件数を見ると、販売店、製造業、飲食店の順に多い傾向があります。

食品の回収には多額の費用がかかるだけでなく、フードロスの観点からも回避すべき課題です。食品表示が原因となる回収を防ぐためには、食品表示に関する正しい知識の習得が欠かせません。しかし、発生している問題の多くは、ラベルの貼り間違い、誤入力、入力漏れ、貼り忘れといったヒューマンエラーに起因していると考えられます。特に、昨今の人手不足の状況では、これらのミスを防ぐためのシステム化や

仕組みづくりの重要性が一層高まっています。こうした背景を踏まえ、ルールの見直しを行い、回収を未然に防ぐための取り組みが求められています。

参考：

消費者庁 食品表示法に基づく自主回収の届け出状況

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/information/assets/food_labeling_cms203_240424_01.pdf

農林水産省 表示ミスをなくす取組

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/kansa/kansa_kenshu.html#network3